

☆就労継続支援A型事業所とは（障害福祉サービスの1つ）

一般企業への就職が困難な障がい者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供給することを目的としています。

障がい者と雇用契約を結び、原則として最低賃金を保障するしくみの“雇成型”の障がい福祉サービスです。

☆対象者

企業等に就労が困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者）。

具体的には次のような例が挙げられます。

- 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- 一般企業に就労した経験があるが、退職したもの